

和光市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携に
関する協定書

和光市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、包括連携に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携することにより、市民サービスの向上と地域活性化に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携する。

- (1) 安全なまちづくりに関する事
- (2) 子育て支援に関する事
- (3) 高齢者支援に関する事
- (4) 障がい者支援に関する事
- (5) 災害対策に関する事
- (6) 情報セキュリティに関する事
- (7) スポーツ振興に関する事
- (8) 産業振興・中小企業の支援に関する事
- (9) その他市民サービスの向上と地域活性化に関する事

2 前項各号に掲げる具体的な実施事項については、別途甲と乙の協議の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を漏らしてはならない。また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協

定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙のいずれからも書面により解除の申し出のないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項)

第5条 本協定に定めのない事項があるとき、又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上、解決に当たるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、それぞれ1通を所持する。

令和3年3月22日

埼玉県和光市広沢1-5

甲 和光市 和光市長 松本 武洋

東京都渋谷区恵比寿1丁目28番地1

乙 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
常務執行役員 一柳 若菜